



薬食発0619第1号
平成27年6月19日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕 殿



厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

毒物及び劇物指定令の一部改正等について (通知)

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成27年政令第251号。以下「改正政令」という。）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第113号。以下「改正省令」という。）が平成27年6月19日に、それぞれ公布されたので、下記事項に留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第1 改正政令の内容について

1 次に掲げる物を毒物から除外した。

硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質並びにこれを含有する製剤
(CAS No. : 58339-34-7, 12656-57-4)

2 次に掲げる物を劇物に指定した。

(1) N-(2-アミノエチル)-2-アミノエタノール及びこれを含有する製剤 (N-(2-アミノエチル)-2-アミノエタノール10%以下を含有するものを除く。)

(CAS No. : 111-41-1、別名称：2-[(2-アミノエチル) アミノ] エタノール及びこれを含有する製剤 (2-[(2-アミノエチル) アミノ] エタノール10%以下を含有するものを除く。))

(2) 2-エチル-3,7-ジメチル-6-[4-(トリフルオロメトキシ)フェノキシ]

－4－キノリル＝メチル＝カルボナート及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 875775-74-9)

(3) シアナミド及びこれを含有する製剤 (シアナミド10%以下を含有するものを除く。)

(CAS No. : 420-04-2)

3 次に掲げる物を劇物から除外した。

(1) 硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質

(CAS No. : 58339-34-7, 12656-57-4)

(2) 4, 4'-アゾビス(4-シアノ吉草酸)及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 2638-94-0)

(3) (E) - [(4RS) - 4 - (2-クロロフェニル) - 1, 3-ジチオラン-2-イリデン] (1H-イミダゾール-1-イル) アセトニトリル及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 101530-10-3)

(4) 1 - (2, 6-ジクロロ- α , α , α -トリフルオロ-p-トリル) - 4 - (ジフルオロメチルチオ) - 5 - [(2-ピリジルメチル) アミノ] ピラゾール-3-カルボニトリル (別名ピリプロール) 2.5%以下を含有する製剤

(CAS No. : 394730-71-3)

(5) (E) - [(4R) - 4 - (2, 4-ジクロロフェニル) - 1, 3-ジチオラン-2-イリデン] (1H-イミダゾール-1-イル) アセトニトリル及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 187164-19-8)

4 施行期日

平成27年7月1日から施行する。ただし、第1の1及び3については、公布日に施行する。

5 経過措置等

(1) 新たに劇物に指定された第1の2に掲げる物については、既に製造、輸入及び販売されている実情にかんがみ、改正政令の施行日(平成27年7月1日)において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、同年9月30日までは、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「法」という。)第3条(禁止規定)、第7条(毒物劇物取扱責任者)及び第9条(登録の変更)の規定は適用しない。また、改正政令の施行日において、現に存する物については、同日までは、法第12条第1項(法第22条第5項において準用する場合を含む。)及び第2項(毒物又は劇物の表示)の規定は適用しない。

(2) 新たに劇物に指定された第1の2に掲げる物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受けさせ、毒物劇物取扱責任者

を設置させるとともに、適正な表示を行わせるよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）、第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用されるので、関係業者を適切に指導されたい。

第2 改正省令の内容について

- 1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物に指定した。
 - (1) 2-エチル-3, 7-ジメチル-6-[4-(トリフルオロメトキシ)フェノキシ]-4-キノリル=メチル=カルボナート及びこれを含有する製剤
 - (2) シアナミド及びこれを含有する製剤（シアナミド10%以下を含有するものを除く。）

2 施行期日

平成27年7月1日から施行する。

第3 その他

改正政令及び改正省令の新旧対照表については、別添1及び別添2のとおりである。
また、今般、劇物に指定された物及び毒物又は劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添3のとおりである。

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 一七の二（略）</p> <p>十八（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質並びにこれを含む製剤</p> <p>ハ・ニ（略）</p> <p>十九 三十一（略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 四の三（略）</p>	<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 一七の二（略）</p> <p>十八 セレン化合物及びこれを含む製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>イ 亜セレン酸ナトリウム $\text{O} \cdot \text{O} \cdot \text{O} \cdot \text{O} \cdot \text{O} \cdot \text{O}$ 一％以下を含む製剤</p> <p>（新設）</p> <p>ロ ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含む製剤</p> <p>ハ（略）</p> <p>十九 三十一（略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 四の二（略）</p> <p>四の三 二―アミノエタノール及びこれを含む製剤。ただし、二</p>

四の四 N—(二—アミノエチル)—二—アミノエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、N—(二—アミノエチル)—二—アミノエタノール—〇%以下を含有するものを除く。

四の五—四の七 (略)

五—十三の三 (略)

十三の四 二—エチル—三・七—ジメチル—六—「四—(トリフルオロメトキシ)フエノキシ」—四—キノリル—メチル—カルボナート及びこれを含有する製剤

十三の五 (略)

十四—二十一 (略)

二十二 カドミウム化合物。ただし、硫黄、カドミウム及びセレンがら成る焼結した物質を除く。

—アミノエタノール—二〇%以下を含有するものを除く。
(新設)

四の四 L—二—アミノ—四—「(ヒドロキシ) (メチル) ホスフィンイル」ブチリル—L—アラニル—L—アラニン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、L—二—アミノ—四—「(ヒドロキシ) (メチル) ホスフィンイル」ブチリル—L—アラニル—L—アラニンとして一九%以下を含有するものを除く。

四の五—四の六 (略)

五—十三の二 (略)

十三の三 O—エチル—S・S—ジプロピル—ホスホロジチオアート (別名エトプロス) 五%以下を含有する製剤。ただし、O—エチル—S・S—ジプロピル—ホスホロジチオアート三%以下を含有する徐放性製剤を除く。

(新設)

十三の四 二—エチルチオメチルフェニル—N—メチルカルバメート (別名エチオフエンカルブ) 及びこれを含有する製剤。ただし、二—エチルチオメチルフェニル—N—メチルカルバメート二%以下を含有するものを除く。

十四—二十一 (略)

二十二 カドミウム化合物

二十二の二、三十一 (略)

三十一の二 シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド一〇%以下を含有するものを除く。

三十一の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (3) (略)

(4) 四・四―アゾビス(四―シアノ吉草酸) 及びこれを含有する製剤

(5) (31) (略)

(32) (E)―〔(四RS)―四―(二―クロロフェニル)―一・三―ジチオラン―二―イリデン〕―(一H―イミダゾール―一―イル

―アセトニトリル及びこれを含有する製剤

(33) (91) (略)

二十二の二、三十の六 (略)

三十一 酸化水銀五%以下を含有する製剤

(新設)

三十一の二 四―ジアルリアルミノ―三・五―ジメチルフェニル―N―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (2) (略)

(3) アセトニトリル四〇%以下を含有する製剤

(新設)

(4) 五―アミノ―一―(二・六―ジクロロ―四―トリフルオロメチルフェニル)―四―エチルスルフィニル―一H―ピラゾール―三

―カルボニトリル(別名エチプロール) 及びこれを含有する製剤

(5) (29) (略)

(30) 一―(三―クロロ―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾロ―一・五―a)ピリジン―二―イル)―五―〔メチル(プロプ―二―イン―一―イル)アミノ〕―一H―ピラゾール―四―カルボニトリル(別名ピラクロニル) 及びこれを含有する製剤

(新設)

(31) 二―(四―クロロフェニル)―二―(一H―一・二・四―トリ

2

(略)

三十三〇百九 (略)

(94) |
└ (176) |
(略)

イル) アセトニトリル及びこれを含有する製剤

(93) |
〔E〕—〔四R〕—四—(二・四—ジクロロフェニル)—
・三—ジチオラン—二—イリデン〕—(H—イミダゾール—

ロール) 二・五%以下を含有する製剤

メチル) アミノ〕ピラゾール—三—カルボニトリル (別名ピリア
ロール) 二・五%以下を含有する製剤

(92) |
—(二・六—ジクロロ—α・α・α—トリフルオロ—p—ト
リル)—四—(ジフルオロメチルチオ)—五—〔二—ピリジル

2

(略)

三十三〇百九 (略)

(91) | (90) |
└ (172) |
(略) | ジシアンジアミド及びこれを含有する製剤

(新設)

(新設)

ルボキサニリド (別名イソチアニル) 及びこれを含有する製剤

(89) | 三・四—ジクロロ—一—シアノー—二—チアゾール—五—カ

(32) |
└ (88) |
(略)

アゾール—一—イルメチル) ヘキサニトリル (別名マイクロブタ
ニル) 及びこれを含有する製剤

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第一(第四条の二関係) 毒物 一〇二十三 (略) 劇物 一〇七の三 (略)</p> <p>七の四 二―エチル―三・七―ジメチル―六―〔四―(トリフルオ ロメトキシ)フエノキシ〕―四―キノリル―メチル―カルボナー ト及びこれを含有する製剤</p> <p>七の五 (略)</p> <p>八〇十一の七 (略)</p>	<p>別表第一(第四条の二関係) 毒物 一〇二十三 (略) 劇物 一〇七の二 (略)</p> <p>七の三 O―エチル―S・S―ジプロピル―ホスホロジチオア―ト (別名エトプロホス) 5%以下を含有する製剤。ただし、O―エ チル―S・S―ジプロピル―ホスホロジチオア―ト3%以下を含 有する徐放性製剤を除く。</p> <p>(新設)</p> <p>七の四 二―エチルチオメチルフエニル―N―メチルカルバメート (別名エチオフェンカルブ) 及びこれを含有する製剤。ただし、 二―エチルチオメチルフエニル―N―メチルカルバメート2%以 下を含有するものを除く。</p> <p>八〇十一の六 (略)</p> <p>十一の七 (RS)―〔O―〕―〔四―クロフェニル〕ピラゾ― ル―四―イル―O―エチル―S―プロピル―ホスホロチオア―ト</p>

十一の八 シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド一〇%以下を含有するものを除く。

十一の九 (略)

十二〜六十七 (略)

「 (別名ピラクロホス) 及びこれを含有する製剤。ただし、(R S) — (O — — — (四—クロロフェニル) ピラゾール—四—イル || O — エチル || S — プロピル || ホスホロチオアート) 六%以下を含有するものを除く。

十一の八 削除

十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (145) (略)

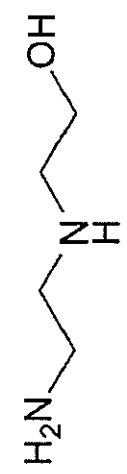
十二〜六十七 (略)

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
硫黄、カドミウム及びビセレンから成る焼結した物質	$\text{CdS} \cdot n\text{CdSe}$ $(n=0.104 \sim 0.882)$ 分子量 特定できず。 CAS No. 58339-34-7, 12656-57-4	原体(毒物、劇物)並びにこれを含む含有する製剤(毒物)	外観:赤橙～赤色の粉末。セレンの量が増すについで、赤色となる。 融点: >1000°C 密度: 3~5 g/cm ³ 溶解性: 水に不溶 安定性: 熱、各種有機溶媒等に対して安定。熱濃硝酸、熱濃硫酸に可溶。 反応性: -	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット > 2,000 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット > 2,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (4hr)) ラット > 5.08 (ダスト) 皮膚腐食性 ウサギ - 眼刺激性 ウサギ 軽度	水彩絵具(ガッシュを含む。)、アクリル樹脂系絵具、油絵具他絵具類。塗薬、漆工、プラスチックの着色材等。

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

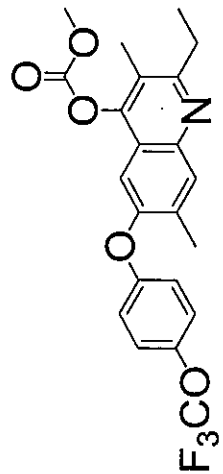
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
N-(2-アミノエチル)-2-アミノエタノール	 <p> $C_4H_{12}N_2O$ 分子量 104.15 CAS No. 111-41-1 </p>	原体及びこれを含有する製剤(10%以下を含有するものを除く。)	外観:無色～帯黄色の液体 沸点:243℃ 融点: -38℃ 密度:1.02 g/cm ³ (25℃) 相対蒸気密度:5.41(空気=1) 比重:1.03(20/20℃) 蒸気圧:1.8 Pa(20℃) 溶解性:水;混和、1000 g/L(25℃)、エタノールに混和、アセトンに易溶 引火点:132℃(c.c.) 反応性:酸化剤と激しく反応	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 2,150 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット >2,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L(8hr)) ラット >0.0771(飽和蒸気) 皮膚刺激性 ウサギ 十 眼刺激性 ウサギ 重篤な損傷 10%製剤: 皮膚刺激性 ウサギ - 眼刺激性 ウサギ 軽度	イミダゾリン型カチオン及びび両性界面活性剤原料。金属イオン封鎖剤。

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀(Lethal Dose 50)又はLC₅₀(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2-エチル-3,7-ジメチル-6-[4-(トリフルオロメトキシ)フェノキシ]-4-キノリル=メチル=カルボナート	 <p> $C_{22}H_{20}F_3NO_5$ 分子量 435.39 CAS No. 875775-74-9 </p>	原体及びこれを含む製剤	外観:綿状粉末 沸点:248.1°C(2.23 kPa)、 271~500°Cまでに分解(100.1~101.4 kPa) 融点:116.6~118.3°C 密度:0.3042 g/cm ³ (21°C) 蒸気圧:9.04×10 ⁻⁹ Pa (25°C) 溶解性:水;12.03 μg/L (20°C, pH7.51~8.95) ジクロロメタン>500 g/L(20°C) アセトン 373 g/L(20°C) 酢酸エチル 297 g/L(20°C) トルエン 283 g/L(20°C) メタノール 33.7 g/L(20°C) n-ヘキサン 11.1 g/L(20°C) 安定性:200°C以下で安定 反応性: 発熱開始温度(Ti):238.3°C 同上 (Tp):279.2°C 発熱量 ;76.4 J/g	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 50<LD ₅₀ ≤300 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 933.03 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (4hr)) ラット(♂) 0.67 (♀) 0.93 (ダスト) 皮膚刺激性 カサギ - 眼刺激性 カサギ -	農薬(殺虫剤)

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

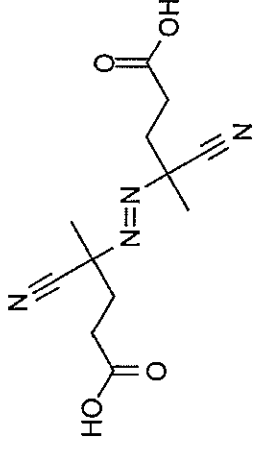
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
シアナミド	$\text{N} \equiv \text{C} - \text{NH}_2$ <p> CH_2N_2 分子量 42.04 CAS No. 420-04-2 </p>	原体及びこれを含有する製剤(10%以下を含有するものを除く。)	外觀:無色の吸湿性、潮解性の結晶 沸点:260°Cで分解 融点:44°C 密度:1.28 g/cm ³ (25°C) 相対蒸気密度:1.4 (空気=1) 相対比重: 1.28 g/cm ³ (20°C)(水=1) 蒸気圧:1.0 Pa (25°C) 溶解性:水; 850 g/L (25°C)、エタノールに易溶、エーテル、アセトン、ベンゼンに可溶 引火点:141°C (c.c.) 安定性・反応性: 酸、アルカリ、水分と接触すると分解し、有害アミン(アンモニア、窒素酸化物、シアン化合物等)を生成。自然重合の可能性。	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 223 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 848 急性吸入毒性 LDLo (mg/m ³ (4hr)) ラット > 1,000 (ミスト) 皮膚腐食性 ウサギ 軽度 眼刺激性 ウサギ 中等度～強度 10%製剤: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット(♂) > 3,783 (♀) > 3,920 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット > 10,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (4hr)) ラット > 1.687 (ミスト) (原体) 皮膚腐食性 ウサギ - 眼刺激性 ウサギ -	合成ゴム、青酸化合物、燻蒸剤、金属洗淨剤の製造。殺虫剤、除草剤、洗淨剤、医薬品の中間体。農薬(植物成長調節剤)。メラミンの製造原料(シアナミド二量体)。

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

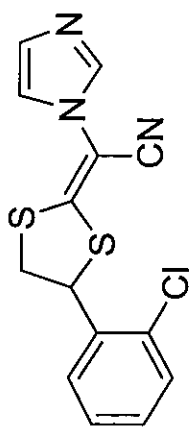
劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
4,4'-アゾビス(4-シアノ吉草酸)	 <p style="text-align: center;"> $C_{12}H_{16}N_4O_4$ 分子量 280.28 CAS No. 2638-94-0 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外觀：白色粉末 沸点：503.6±50°C (760Torr) 融点：120～123°C (分解) 密度：1.23±0.1g/cm ³ (20°C, 760Torr) 溶解性：0.03g/100g (20°C) 安定性：通常条件では安定 反応性： 加速的に分解して主にN ₂ ガスを放出する。自己反応性があり、SADTを超えた温度では反応が加速される(SADT:60°C)。20°Cを越して貯蔵すると徐々に分解する。また、日光下では緩やかに反応が進む。	原体： 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット > 2,000 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット > 2,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (4hr)) ラット > 3.55 (ダスト) 皮膚腐食性 ウサギ - 眼刺激性 ウサギ 中等度	アクリル樹脂の重合反応を促進させるための開始剤

※ 急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50)：50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

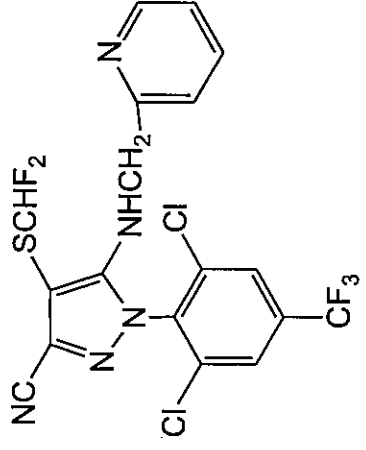
劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
(E)-[(4RS)-4-(2-クロロフェニル)-1,3-ジチオラン-2-イルリデン][1H-イミダゾール-1-イル)アセトニトリル	 <p style="text-align: center;"> $C_{14}H_{10}ClN_3S_2$ 分子量 319.83 CAS No. 101530-10-3 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外觀: 微黄色の結晶又は結晶性の粉末 融点: 141~146°C 溶解性: オクタノール/水分配係数(log P): 1.29(pH2.33)、3.08(pH4.03)、3.88(pH7.16) 引火性及び発火性: 常温で空気と接触しても自然発火しない。 安定性: 遮光下、通常の保管条件下で安定	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット(♂) 993 (♀) 652 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット > 5,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (4hr)) ラット > 4.314 (ダスト) 皮膚腐食性 ウサギ 軽度 眼刺激性 ウサギ 軽度	試薬

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

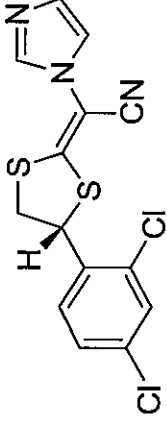
劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
1-(2,6-ジクロロ- α , α , α -トリフルオロ- <i>p</i> - トリル)-4-(ジフルオロメ チルチオ)-5-[(2-ピリ ジルメチル)アミノ]ピラゾ ル-3-カルボニトリル(別 名ピリプロール)2.5%以下 を含有する製剤	 <p style="text-align: center;"> $C_{18}H_{10}Cl_2F_5N_5S$ 分子量 494.27 CAS No. 394730-71-3 </p>	これを含有する製 剤	外觀:淡黄色結晶性粉末 (原体) 融点:120°C 蒸気圧: 8.08×10^{-6} Pa 未満 (25°C) 溶解性:水:0.381 mg/L(20°C) 安定性:原体は安定。 保存安定性:5°C、25°C/60% RH、30°C/65%RH、40°C/75% RHの条件下で24か月間安定。 苛酷条件:50及び75°C条件 下で21日間安定。 反応性:常温で空気と接触 しても自然発火し ない。	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット $50 < LD_{50} \leq 300$ 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット $> 2,000$ 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/L (4hr)) ラット(♂) 1.43 (♀) 0.85 (ダスト) 皮膚腐食性 ウサギ - 眼刺激性 ウサギ 軽度 2.5%製剤: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット $> 2,000$ 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/L (6hr)) ラット > 5.30 (ミスト)	白蟻防除剤

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
(E)-[(4R)-4-(2,4-ジクロロフェニル)-1,3-ジチオラン-2-イルイデン] (1H-イミダゾール-1-イル) アセトニトリル	 <p style="text-align: center;"> $C_{14}H_{10}Cl_2N_3S_2$ 分子量 354.28 CAS No. 187164-19-8 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外觀：微黄色～淡黄色の結晶又は結晶性の粉末 融点：150～153℃ 溶解性：オクタノール/水分配係数(log P)：1.95(pH2.21)、3.78(pH4.00)、4.34(pH7.16) 引火性及び発火性：常温で空気と接触しても自然発火しない。 安定性：遮光下、通常の保管条件下で安定	原体： 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット > 2,000 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット > 2,000 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/L (4hr)) ラット > 4.328 (ダスト) 皮膚腐食性 ウサギ - 眼刺激性 ウサギ -	試薬

※ 急性毒性：単回投与（暴露）によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50)：50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

○大気汚染防止法の一部を改正する法律(四一)

○水銀による環境の汚染の防止に関する法律(四二)

〔政令〕

○毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(二五一)

〔省令〕

○毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一三三)

〔告示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件

(政治資金適正化委三五)

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件(同三六)

○除籍の一部が滅失した件

(法務三三五)

○除籍が滅失した件

(同三三六、三三七)

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一

条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法

第七条第一項第二号の基準を定める

省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる

活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を

改正する件(同三三八)

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一

条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難

民認定法第七条第一項第二号の基準

を定める省令の表の法別表第一の二

の表の技能実習の項の下欄第一号ロ

に掲げる活動の項の下欄第二十九号

の規定による技能実習を定める件の

一部を改正する件(同三三九)

○国際連合安全保障理事会決議に基づ

く資産凍結等の措置の対象となるタ

リバーン関係者等を指定する件の一

部を改正する件(外務一九九)

○国際連合安全保障理事会決議に基づ

く移動の制限及び資産凍結等の措置

の対象となるコートジボワールにお

ける和平等に対する脅威を構成する

者を指定する件の一部を改正する

件(同二〇〇)

○国際連合安全保障理事会決議に基づ

く移動の制限及び資産凍結等の措置

の対象となるスーダンにおけるダル

フル和平阻害関与者等を指定する

件の一部を改正する件(同二〇一)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性

及び安全性の確保等に関する法律第

二十三条の二の二十三第一項の規定

により厚生労働大臣が基準を定めて

指定する医療機器の一部を改正する

件(厚生労働二九五)

○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行

規則第二条第二項第三号の水域を指

定する件(国土交通七四七、七四八)

○漁船の操業を制限し、又は禁止する

区域及び期間並びにその条件を定め

る件(防衛一一六)

○道路に関する件

(近畿地方整備局一〇九)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 経済産業省

〔官庁報告〕

官庁事項

近畿地方整備局公示(近畿地方整備局)

〔公告〕

官庁

財団、前払式支払手段発行者の発行

保証金に係る債権の申出、迫川上流

土地改良区の土地改良事業計画変更

の認可、公示送達関係

諸事項

財団、前払式支払手段発行者の発行

保証金に係る債権の申出、迫川上流

土地改良区の土地改良事業計画変更

の認可、公示送達関係

裁判所

相統、失踪、破産、再生関係

特殊法人等

企業年金基金変更関係

会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された 法令のあらまし

◇大気汚染防止法の一部を改正する法律（法律第 四一〇号）（環境省）

- 1 目的の改正
目的の規定に水銀に関する水銀条約（以下「条約」という。）の目的の確かつ円滑な実施を確保するための水銀等の排出の規制を追加することとした。（第一一条関係）
- 2 定義の改正
(一) この法律において「水銀等」とは、水銀及びその化合物をいうこととした。（第二一条第一二項関係）
(二) この法律において「水銀排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるものをいうこととした。（第二一条第一三項関係）
3 水銀等の排出の規制等
(一) 水銀等の大気中への排出の抑制に関する施策その他の措置は、条約の目的の確かつ円滑な実施を図るため、水銀等の排出の規制と事業者が自主的に行う水銀等の排出の抑制のための取組とを適切に組み合わせ、効果的な水銀等の大気中への排出の抑制を図ることを旨として実施されなければならないこととした。（第一八条の二関係）
(二) 水銀等に係る排出基準は、水銀等の大気中への排出の削減に関する技術水準及び経済性を勘案し、その排出が可能な限り削減されるよう、水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量（以下「水銀濃度」という。）について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として、環境省令で定めることとした。（第一八条の二二関係）
(三) 水銀排出施設の設置等について、次の事項を規定することとした。
(1) 水銀等を大気中に排出する者は、水銀排出施設を設置しようとするときは、水銀排出施設の種別、構造等を都道府県知事に届

- 出なければならないものとする。ことその他の所要の届出等について規定すること。（第一八条の二三、第一八条の二五関係）
(2) 都道府県知事は、水銀排出施設の設置等の届出があつた場合において、水銀排出施設に係る水銀濃度が排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六〇日以内限り、その届出をした者に対し、水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法に関する計画の変更又は水銀排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができるものとする。こと。（第一八条の二六関係）
(3) 水銀排出施設の設置等の届出をした者は、その届出が受理された日から六〇日を経過した後でなければ、水銀排出施設の設置等をしてはならないものとする。こと。（第一八条の二七関係）
(四) 水銀排出施設から水銀等の排出について、次の事項を規定することとした。
(1) 水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者（以下「水銀排出者」という。）は、その水銀排出施設に係る排出基準を遵守しなければならないものとする。こと。（第一八条の二八関係）
(2) 都道府県知事は、水銀排出者が排出する水銀等の排出口における水銀濃度が排出基準に適合しない水銀等を継続して大気中に排出すると認めるときは、当該水銀排出者に対し、期限を定めて、当該水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法の改善又は当該水銀排出施設の使用の一時停止等の措置をとるべきことを勧告することができるものとする。こと。（第一八条の二九第一項関係）
(3) 都道府県知事は、(2)の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることとする。こと。（第一八条の二九第二項関係）
(4) 水銀排出者は、当該水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならないものとする。こと。（第一八条の三〇関係）

- (五) 工場又は事業場に設置される水銀等を大気中に排出する施設（水銀排出施設を除く。）のうち、水銀等の排出量が相当程度多い施設であつて、その排出を抑制することが適当であるものとして政令で定めるもの（以下「要排出抑制施設」という。）を設置しようとする者は、その要排出抑制施設に係る水銀等の大気中への排出に關し、単独で又は共同して、自ら遵守すべき基準を作成し、水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存すること等の水銀等の大気中への排出を抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該措置の実施の状況及びその評価を公表しなければならないこととした。（第一八条の三一関係）
(六) 四に規定するもののほか、事業者は、その事業活動に伴う水銀等の大気中への排出の状況を把握し、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようになるとともに、国が実施する水銀等の大気中への排出の抑制に関する施策に協力しなければならないこととした。（第一八条の三二関係）
4 その他
罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこととした。
5 施行期日
この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

- ◇水銀による環境の汚染の防止に関する法律（法律第四二〇号）（環境省）
1 総則
この法律の目的及び用語の意義に関する規定を設けることとした。（第一一条・第二一条関係）
2 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画
主務大臣は、水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定することとした。（第三条関係）
3 水銀鉱の掘採の禁止
何人も、水銀鉱を掘採してはならないこととした。（第四条関係）
4 特定水銀使用製品の製造の禁止
何人も、許可を受けた場合を除き特定水銀使用製品を製造してはならないこととした。（第五条関係）
5 特定水銀使用製品の製造の許可等
特定水銀使用製品を製造しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないこととし、欠格事由、許可の基準、変更の許可、許可の取消し及び許可を受けた者の地位の承継について規定することとした。（第六条・第一一条関係）
6 特定水銀使用製品の使用の制限
何人も、許可を受けて製造されたものである場合を除き、特定水銀使用製品を部品として他の製品の製造に用いてはならないこととした。（第二一条関係）
7 新用途水銀使用製品の製造等
(一) 新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するものである場合でなければ、その製造又は販売（以下「製造等」という。）をしてはならないこととした。（第二三条関係）
(二) 新用途水銀使用製品の製造等を業として行おうとする者は、当該新用途水銀使用製品の利用に關して自ら評価し、評価の結果等の事項を主務大臣に届け出なければならないこととする。ことにも、当該届出をした者に対する主務大臣の勧告について規定することとした。（第一四条・第一五一条関係）
8 国、市町村及び事業者の責務
水銀使用製品の適正な分別排出及び回収に關し、国、市町村及び事業者の責務を定めることとした。（第一六条・第一八条関係）
9 水銀等を使用する製造工程に関する措置
何人も、化学工業品その他の物品の製造工程であつて、水銀等の使用に係る規制を行うことが特に必要な製造工程において、水銀等を使用してはならないこととした。（第一九条関係）
10 水銀等を使用する方法による金の採取の禁止
何人も、業として、金鉱から水銀等を使用する方法によつて金の採取を行つてはならないこととした。（第二〇条関係）
11 水銀等の貯蔵に関する措置
主務大臣は、規制を行うことが特に必要な水銀等の貯蔵の指針を定めることとする。ことにも、水銀等を貯蔵する者に対する勧告及び定期報告について規定することとした。（第二一条・第二二条関係）

法 律

大気汚染防止法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年六月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第四十一号

大気汚染防止法の一部を改正する法律

大気汚染防止法(昭和四十四年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の四 有害大気汚染物質対策の推進(第十八条の二十一―第十八条の二十五)」を

「第二章の五 有害大気汚染物質対策の推進(第十八条の三十六―第十八条の四十)」に改める。

第二章の五 有害大気汚染物質対策の推進(第十八条の三十六―第十八条の四十)に改める。

第一条中「規制」の下に「水銀に関する水俣条約(以下「条約」という)の的確かつ円滑な実施を確保するため工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制し」を加える。

第二条第七項を削り、同条第八項中「たい積」を「堆積」に改め、同項を同条第七項とし、同条中

第九項を第八項とし、第十項から第十二項までを一項ずつ繰り上げ、第十四項を第十六項とし、同条

第十三項中「及び特定粉じん」を「特定粉じん及び水銀等」に改め、同項を同条第十五項とし、同

項の前に次の三項を加える。

12 この法律において「水銀等」とは、水銀及びその化合物をいう。

13 この法律において「水銀排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に

排出するもののうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるもの

をいう。

14 この法律において「排出口」とは、ばい煙発生施設において発生するばい煙、揮発性有機化合物

排出施設に係る揮発性有機化合物又は水銀排出施設に係る水銀等を大気中に排出するために設けら

れた煙突その他の施設の開口部をいう。

第十三条第二項ただし書中「前項」を「同項」に改める。

第十八条の八中「同条第三項」を「同項」に改める。

第二章の四中第十八条の二十五を第十八条の四十とする。

第十八条の二十四第二項中「第十八条の二十二」を「第十八条の三十七」に改め、同条を第十八条

の三十九とする。

第十八条の二十三を第十八条の三十八とし、第十八条の二十二を第十八条の三十七とし、第十八条

の二十一を第十八条の三十六とする。

第二章の四を第二章の五とし、第二章の三の次に次の一章を加える。

第二章の四 水銀等の排出の規制等

(施策等の実施の指針)

第十八条の二十一 水銀等の大気中への排出の抑制に関する施策その他の措置は、条約の的確かつ円

滑な実施を図るため、この章に規定する水銀等の排出の規制と事業者が自主的に行う水銀等の排出

の抑制のための取組とを適切に組み合わせて、効果的な水銀等の大気中への排出の抑制を図ること

を旨として、実施されなければならない。

(排出基準)

第十八条の二十二 水銀等に係る排出基準は、水銀等の大気中への排出の削減に関する技術水準及び

経済性を勘案し、その排出が可能な限り削減されるよう、水銀排出施設の排出口から大気中に排出

される排出物に含まれる水銀等の量(以下「水銀濃度」という)について、施設の種類及び規模ご

との許容限度として、環境省令で定める。

12 水銀含有再生資源の管理に関する措置

主務大臣は、水銀含有再生資源の管理の指針

を定めることとともに、水銀含有再生資

源を管理する者に対する勧告及び定期報告につ

いて規定することとした。(第二三条、第二四

条)

13 雑則及び罰則

(一) 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度

において、事業者等に報告させ、及びその職

員に立入検査をさせることができることとし

た。(第二五条、第二六条関係)

(二) 主務大臣は、この法律の目的を達成するた

め必要があると認めるときは、事業者等に必

要な資料の提出及び説明を求めることができ

ることとした。(第二七条関係)

(三) この法律における主務大臣及び主務省令並

びに主務大臣の権限の委任について規定する

こととした。(第二八条、第二九条関係)

(四) この法律の規定に基づき命令を制定又は改

廃する場合に所要の経過措置を定めることが

できることとした。(第三〇条関係)

(五) この法律における罰則を定めることとし

た。(第三一条、第三五条関係)

14 施行期日等(附則関係)

(一) 所要の経過措置及び鉱業法の規定の整備に

ついて規定することとした。

(二) この法律の施行後五年を経過した場合の検

討について規定することとした。

(三) この法律は、一部の規定を除き、水銀に関

する水俣条約が日本国において効力を生ずる

日から施行することとした。

◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(政

令第二五一号)(厚生労働省)

1 次に掲げる物を毒物から除外することとし

た。(第一条関係)

硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結し

た物質並びにこれを含有する製剤

2 次に掲げる物を劇物に指定することとした。

(第二一条第一項関係)

(一) N-ニートアミノエチル、ニートアミノエ

タノール及びこれを含有する製剤。ただし、

N-ニートアミノエチル、ニートアミノエタ

ノール、ニートアミノエチル以下を含有するものを

除く。

(二) エチルニートセージメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

シ、ニートトリフルオロメチルニート

